

企 画 競 争 説 明 書

環境調査研修所への太陽光発電電力等
供給事業

環 境 省

環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業に係る企画書募集要領

1 総則

環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別添4「環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業に係る業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3 予算額

予算額は、各年度2000万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、参加資格要件に係る書類の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (5) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (7) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間においてア及びイに示す実績を有すること（記載件数の制限はなく可能な限り記載すること。）。
ア PPA 事業の契約実績
イ 電力供給の契約実績
- (8) 本事業を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。
ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
※上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。
ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
イ 国税（消費税・地方消費税を含む。）を滞納している者
- (10) 2つ以上の事業者が共同事業者を結成して申請する場合は、共同事業者として上記ア、イの条件を満たし、かつ次の要件を満たすこと。
ア 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、

管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない

ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。

5 参加申請に関する質問の受付及び回答

この企画競争説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式6による書面を提出すること。

(1) 提出先

環境調査研修所庶務課会計係

〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3

TEL: 04-2994-9303

メールアドレス: kensyuzyo-kaikei@env.go.jp

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境調査研修所に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期限

令和8年8月10日（月）から令和8年8月19日（水）16時まで（持参の場合は12時～13時を除く。）

(4) 質問に対する回答

令和8年8月21日（金）までに、環境省ホームページの「申請・手続き」>「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「企画競争」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

6 資格要件に係る提出書類、提出期限等

(1) 提出書類（別添様式1）

① 会社概要書

別記様式1「会社概要書」に必要事項を記入し、提出すること。

② 参加資格に係る書類

次の書類を添付すること。なお、共同事業者の場合は、アからカまでを構成員ごとに提出すること。

ア 別記様式2「過去の類似事業実績調書」及び類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

イ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

ウ 登記事項証明書、印鑑証明書（いずれも3か月以内に発行されたもの）

エ 別記様式3「誓約書」

オ 納税証明書（国税・地方税等）（直近2年分）

カ 別記様式4「共同事業者届出書」（共同事業者による場合）

(2) 提出期限

① 提出期限

令和8年8月24日（月）16時

② 資格要件に関する問合せ先

5（1）及び（2）に同じ

(3) 書面による提出の場合

① 提出部数

- ア (1) ① 5 部
- イ (1) ② 5 部
- ウ (1) ③ 5 部

② 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

③ 提出場所

5（1）に同じ

（4）電子による提出の場合

① 提出方法

電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

② 提出場所

電子メールの場合： kensyuzyo-kaikei@env. go. jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合： 5（1）及び（2）に同じ

（5）提出に当たっての注意事項

ア 参加資格書類の提出にあわせて、令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで（12時～13時は除く）とする。

ウ 郵送する場合は、封書の表に「環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業に係る格要件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった格要件資料は、無効とする。

エ 提出された格要件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 虚偽の記載をした格要件に係る資料は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

カ 格要件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

キ 提出された格要件に係る書類は、環境省において、格要件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した格要件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（6）格要件の確認結果

参加格要件に係る書類を提出した者に対し、参加格の確認を行い、令和8年8月26日（水）までに結果を通知する。

7 施設に関する資料の提供

参加格があると認めた者に対し、令和8年8月26日（水）までに施設の図面（配置図、平面図、立面図、矩計図、単線結線図・電気設備図）、構造計算書及び施設の1年間の電力使用量の30分値（2025年度実績）、予定使用電力量、2026年度の電力契約の情報等を提供する。

なお、一部の図面はJPEGファイルによる提供となる。

8 施設の現地確認

施設の見学を希望する場合は、事前に次のとおり申し込むこと。施設見学は、申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細は別途通知する。

(1) 見学期間

令和8年8月19日（水）から令和8年9月4日（金）まで（土日祝日除く。）（予定）

(2) 申込期限

令和8年8月17日（月）から令和8年9月2日（水）まで（土日祝日除く。）

(3) 申込先

5（1）に同じ

(4) 申し込み方法

別記様式5「施設見学申込書」を申込先へ電子メール（kensyuzyo-kaikei@env.go.jp）で提出

※電子メール送信後、電話04-2994-9303で受信確認を行うこと。

9 企画書募集に関する質問の受付及び回答

この企画競争説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式6による書面を提出すること。

(1) 提出先

5（1）に同じ

(2) 提出方法

5（2）に同じ

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期限

令和8年8月10日（月）から令和8年9月4日（金）16時まで（持参の場合は12時～13時を除く。）

(4) 質問に対する回答

令和8年9月8日（火）までに、環境省ホームページの「申請・手続き」>「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「企画競争」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

10 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類（別添様式2）

① 企画書（添付資料を含めて綴じ込んだ1式）

② 経費内訳書

環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限

① 提出期限

令和8年9月25日（金）16時まで

② 作成に関する問合せ先

5（1）に同じ

(3) 書面による提出の場合

① 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

② 提出方法

- ア (1) ① 5部
- イ (1) ② 5部
- ウ (1) ③ 5部

③ 提出場所

5 (1) に同じ

(4) 電子による提出の場合

① 提出方法

電子ファイル (PDF形式) により、電子メール※1 で送信、又はDVD-ROM 等に保存して持参又は郵送※2 で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB (必要に応じ分割すること)

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

② 提出場所

電子メールの場合: kensyuzyo-kaikei@env.go.jp

DVD-ROM 等の持参又は郵送の場合: 5 (1) に同じ

(5) 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで (12時～13時は除く) とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報 (個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等) を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

11 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る企画書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

12 人権尊重の取組について

本調達に係る参加希望者及び契約候補者は、『責任あるサプライチェーン等における

人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

13 審査の実施

- (1) 審査は、「環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業の企画書審査の手順」（別添資料2）及び「環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添資料3）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。ただし、企画提案会を開催する場合は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

14 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではない。支出負担行為担当官である環境調査研修所庶務課長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する（参考の契約書（案）を参照）。

15 スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

- (1) 企画競争実施の公告 令和8年8月7日（金）
- (2) 参加資格に関する質問受付期間
令和8年8月10日（月）～令和8年8月19日（水）まで
- (3) 参加申請に関する質問に対する回答のホームページへの掲載
令和8年8月21日（金）
- (4) 企画競争参加申請書、会社概要書類、参加資格に係る書類の提出日限
令和8年8月24日（月）
- (5) 参加申請書提出者に提供する参加資格審査結果決定通知送付
令和8年8月26日（水）
- (6) 各施設の図面（配置図、平面図、立面図、矩計図、単路結線図等）、構造計算書及び各施設の1年間の電力使用量の30分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報等の提供
令和8年8月26日（水）
- (7) 施設見学申込期間
令和8年8月17日（月）～令和8年9月2日（水）まで
- (8) 施設見学期間（予定）
令和8年8月19日（水）～令和8年9月4日（金）まで
- (9) 企画提案に関する質問受付期間
令和8年8月10日（月）～令和8年9月4日（金）まで
- (10) 企画提案に関する質問に対する回答のホームページへの掲載
令和8年9月8日（火）
- (11) 企画提案書の提出期限
令和8年9月25日（金）
- (12) 事業予定者の発表（審査結果通知）
令和8年10月5日（水）（予定）

- (13) 契約の締結
令和8年10月上旬以降（予定）
- (14) 設置完了予定
令和8年度内

◎添付資料

- (別記様式1) 会社概要書
- (別記様式2) 「過去の類似事業実績調書」及び類似事業の契約書等の写し
- (別記様式3) 誓約書
- (別記様式4) 共同事業者届出書
- (別記様式5) 施設見学申込書
- (別記様式6) 質問書
- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 企画書等の提出について
- (別添2) 企画書等審査の手順
- (別添3) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添4) 業務の概要及び企画書作成事項
- (参考) 契約書（案）

会社概要書

名 称		
本 社 所 在 地		
代 表 者 氏 名		
電話・FAX 番号	(電話)	(FAX)
設 立 年 月 日		
資 本 金		
売 上 高		
従 業 員 数	人 (年 月 日現在)	
主 要 事 業 内 容		

本業務を支店・営業所等で担当する場合は、その概要		
支 店 等 の 名 称		
所 在 地		
従 業 員 数	人 (年 月 日現在)	
電話・FAX 番号	(電話)	(FAX)
E - m a i l		

過去の類似事業実績調書

過去の類似事業実績の概要を記載すること。（記載件数の制限はないため可能な限り記載すること。）また、実績を証明するものとして、契約書等の写しを提出すること。

1	事業名称	
	発注者	
	受注者	
	受注形態（単独、グループなど）	
	契約金額	
	契約年月日	
	契約期間	
	事業概要	
2	事業名称	
	発注者	
	受注者	
	受注形態（単独、グループなど）	
	契約金額	
	契約年月日	
	契約期間	
	事業概要	
3	事業名称	
	発注者	
	受注者	
	受注形態（単独、グループなど）	
	契約金額	
	契約年月日	
	契約期間	
	事業概要	

誓 約 書

年 月 日

支出負担行為担当官
環境調査研修所庶務課長

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名

当法人は、下記に掲げる者に該当しないことを誓約します。また、参加資格確認のため、必要に応じて官公庁への照会を行うことについて、承諾します。

記

- 1 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者であること。

協力事業者届出書

年 月 日

支出負担行為担当官
環境調査研修所庶務課長

所 在 地
名 称
代表者氏名

下記の協力事業者は、当法人が参加申込する「環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業」に係る事業実施体制の一部に加わり、同事業に参加しますので、下記のとおり届出します。

記

< 協力事業者 >
役割
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

< 協力事業者 >
役割
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

※協力事業者が 3 者以上の場合は適宜追加の上、記載すること。

年 月 日

支出負担行為担当官
環境調査研修所庶務課長

施設見学申込書

「環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業」に係る施設見学を希望します。

事業 者 名	
所 属 部 署	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
E - m a i l	
参 加 人 数	名
希望する日時	月 日 () 時 ~ 時 ※希望日（曜日）を記入すること。 予備日 月 日 () 時 ~ 時

なお、天候によっては、中止する場合もあるため、その場合の予備日（1日）を設定するので、記入すること。

質問書

業 務 名	
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名：氏 名：
担当者連絡先	T E L：
	E-m a i l：
質 問 事 項	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。